

議 事 録

平成 20 年 11 月 7 日作成

会 議 名	平成 20 年度第 2 回地方卸売市場運営審議会		
開 催 日	平成 20 年 11 月 6 日 (木)	場 所	市役所 6 階会議室
時 間	午後 1 時 55 分～午後 2 時 30 分		
出 席 者	委 員 西勝義会長、梅澤千加夫副会長、國吉俊夫委員、平野勝則委員、仁平晃委員、 花澤由雄委員、鈴木清規委員、東守幸委員、齋藤卓委員、卜部八郎委員、 古宮玲子委員、大坪富栄委員、服部善郎委員 * 欠席委員：鈴木克己委員、宮野弘委員、半沢伸公委員 市 側 水越市長、金綱経済部長、山田経済部次長、江尻卸売市場長、水越副主幹		
議 題	1. 木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正 (案) について		
公開・非公開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴者数	なし		
配付資料	会議次第 資料 1. 地方卸売市場運営審議会委員名簿 資料 2. 諮問書 (写) 資料 3. 市場取引委員会決議事項報告書 (写) 資料 4. 木更津市公設地方卸売市場条例改正 (案) 資料 5. 木更津市公設地方卸売市場条例・同施行規則改正 (案) 新旧対照表 資料 6. 青果部非取扱物品の販売 (写) 資料 7. H17 年 7 月 4 日開催の運営審議会会議資料 (写・抜粋) 資料 8. 委託手数料及び奨励金の新制度の設定例		
概 要	別紙のとおり		

【概 要】

司 会 只今から地方卸売市場運営審議会を開催いたします。

開会に当たり、市長から木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正案について、諮問致します。

市 長 木地第 285 号、地方卸売市場運営審議会様、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について（諮問）、このことについて、木更津市公設地方卸売市場条例第 61 条の規定により諮問します。平成 20 年 11 月 6 日、木更津市長水越勇雄、記、諮問する事項、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について。

どうぞよろしく申し上げます。

司 会 市長は、ここで一旦退席させていただきます。

司 会 早速審議会に入らせていただきますが、本日出席予定でありました半沢委員につきましては、急用のため欠席となりましたので報告させていただきます。なお、第 1 回市場取引委員会において、取引委員会の会長及び副会長が決定しましたので、事務局より報告させていただきます。

会長に梅澤委員、副会長に仁平委員が就任されました。以上報告させていただきます。

それでは、地方卸売市場運営審議会規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、西会長に議長をお願いいたします。

西議長 委員の皆様、本日はご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、ご苦労さまです。

本日の出席者は、審議会規則第 3 条第 2 項の規定を満たしておりますので、会議は成立いたします。

なお、取引委員会では、梅澤会長並びに仁平副会長が選出されたということですので、今後ともご尽力を賜りたいと思います。

それでは、諮問のありました条例の一部改正案の審議に入りますが、本事案につきましては、第 1 回審議会の際、委託手数料の弾力化等を議題として、市場取引委員会での審議をお願いしてありましたので、梅澤市場取引委員会会長より審議結果の報告をお願いします。

また、第 1 回審議会の議題でありました青果部非取扱物品の販売（案）につきましては、取引委員会で審議のうえ、決定されるようお願いしてありましたので、合わせて報告をお願いいたします。

梅澤取引委員会会長 平成 20 年 11 月 6 日、地方卸売市場運営審議会会長西勝義様、市場取引委員会会長梅澤千加夫、市場取引委員会の決議事項について（報告）、このことについて、下記のとおり決議したので、地方卸売市場運営審議会規則第 4 条第 7 項の規定により報告します。記、1. 委託手数料弾力化等について、委託手数料については、事前届出制が妥当であること。各奨励金については、承認制が妥当であること。2. 青果部非取扱物品の販売（案）について、原案どおり承認し、市場取引委員会決定としたこと。3. その他、委託手数料以外の報償の收受の禁止については、平成 17 年 7 月 4 日の地方卸売市場運営審議会での審議済みであること。

西議長 取引委員会委員の皆様には、大変ご尽力をいただきありがとうございました。

ただいま梅澤取引委員会会長から報告がありましたとおり、委託手数料の弾力化等については、新制度構築例の4案の中から、報告書のとおり取引委員会で決定したとのことで、これを受け、市から条例改正案が諮問されたところでもありますので、さっそく議題1. 木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について、事務局より説明願います。

江尻市場長 議長。

西議長 江尻市場長

江尻市場長 資料4、資料5、資料7及び資料8により説明。

西議長 ただいまの説明について、質疑をお願いします。

ト部委員 議長。

西議長 ト部委員どうぞ。

ト部委員 取引委員会で手数料は事前届出制、奨励金は現在と同様の承認制ということで決議されたとのことでありますので、制度そのものには異存はございませんが、他の市場の制度状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

西議長 事務局の答弁を求めます。

江尻市場長 議長。

西議長 江尻市場長。

江尻市場長 県内では公設卸売市場を木更津市以外に6市が開設しております。松戸市は2市場ありますので、6市7市場の動向を見ると委託手数料については全市場とも事前届出制、各奨励金制度についても全市場とも現行制度同様に承認制で行く方向であります。なお、松戸市は9月市議会で条例改正済みであります。他市は木更津同様に12月市議会での条例改正を予定しているとのことであります。

西議長 よろしいですか。

ト部委員 結構です。

西議長 その他ありますか。

古宮委員 議長。

西議長 古宮委員どうぞ。

古宮委員 第33条の規定を廃止すると、委託手数料以外の報償も受け取れるようになると解釈されますが、どのようなものが考えられるか教えていただけますか。

西議長 事務局の答弁を求めます。

江尻市場長 議長。

西議長 江尻市場長。

江尻市場長 第33条を削除することにより委託手数料以外の報償を受け取ることは理論上可能となります。市としてもどのような報償があるのか不明であったため県に問い合わせたところ、国では市場法の禁止規定廃止に当たって「産地独自の集荷手数料」を想定しようだが、現在のところ全国的にそのような新たな手数料等を収受しようとする動きはないと県から聴いております。

なお、卸売市場法は生鮮食料品の取引の適正化とその生産・流通の円滑化を図ることを

目的としており、そこには公平・公正原則の理念があるため、むやみに収受できるということではないと考えます。

また、県からは、卸売業者から話があれば県に報告されたい旨話がありましたので、申し添えます。

西議長 よろしいですか。

古宮委員 結構です。

西議長 その他ありますか。

西議長 意見等ないようですので、ここで質疑終局とします。

諮問のありました、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

西議長 全員賛成でありますので、原案可決とします。

事務局に答申案を作成させますので、暫時休憩とします。

江尻市場長 議長。

西議長 江尻市場長。

江尻市場長 答申書の案が出来上がりましたので、委員の皆様にお配りします。

西議長 休憩を取り消します。

答申書の案を、江尻市場長から読み上げてください。

江尻市場長 答申書（案）、平成20年11月6日、木更津市長水越勇雄様、地方卸売市場運営審議会会長西勝義、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について（答申）、平成20年11月6日付け木地第285号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。記、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について、原案了承のこと。

西議長 答申書（案）により、市長に答申してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

西議長 全員賛成でありますので、原案可決とします。

江尻市場長 議長。

西議長 江尻市場長。

江尻市場長 市長を呼んでまいりますので、しばらくお待ち願います。

西議長 暫時休憩とします。

西議長 市長が参りましたので、休憩を取り消します。

司 会 それでは、答申書の交付をお願いします。

西議長 平成20年11月6日、木更津市長水越勇雄様、地方卸売市場運営審議会会長西勝義、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について（答申）、平成20年11月6日付け木地第285号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。記、木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について、原案了承のこと。

司 会 それでは、市長から一言あいさつ申し上げます。

市 長 審議会委員の皆様方には、熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

ただいまご答申を西会長からいただきましたので、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今回は、平成16年に卸売市場法が改正され、委託手数料の弾力化などが図られたことから、新制度の構築をお願いしたうえで、条例の改正案をご審議いただいたものであります。

法律改正後、新制度構築まで5年間の猶予期間がございましたが、その期限も来年3月末となっておりますので、本日の答申を受けまして、さっそく12月市議会に条例改正案を上程させていただき、円滑な新制度の施行をいたす所存でございます。

終わりに、委員の皆様方のご尽力に重ねて厚く御礼申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

西議長 以上で、本日の議題は終了しました。

これもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。